

教育長	次長	課長	係

受付
 第 722 号
 平 12.1.18 成
 高知市立 小 学 校
 各市町村（学校組合）教育長 様

高知市立 小 学 校
 受付
 平 12.1.14 成
 11 教職第 414 号
 平成 12 年 1 月 11 日

高 知 県 教 育 長



公立学校職員の給与に関する条例及び人事委員会規則の
一部改正について（通知）

このことについて、今回の給与改正の概要は別紙のとおりですので、貴管内の学校への周知をお願いします。

なお、この条例及び規則は平成 11 年 12 月 27 日付け高知県公報号外第 54 号及び号外第 55 号に登載されています。

給与改正の概要

1 給与改定

- (1) 給料表の改定
- (2) 給料の調整額の改定
- (3) 特定の職員の給与の特例

校長及び船長の職にある職員の給料の月額については、平成11年4月1日から平成12年3月31日までの間は改定前の額とし、平成12年4月1日以後は改定後の額とする。

2 諸手当の改定

(1) 宿日直手当

ア 通常の宿日直勤務	4,000円→4,200円
イ 寄宿舍における宿日直業務	5,700円→5,900円
ウ 農業実習指導のための日直業務	5,700円→5,900円
エ 施設での動植物の管理のための宿日直業務	4,900円→5,100円

(2) 期末手当

ア 支給割合を次のように改める。

6月支給 100分の160→100分の145

12月支給 100分の190→100分の175

イ 平成12年3月に支給する期末手当について特例措置を設ける。

a 期末手当の支給割合を、年間で0.3月減じるため、平成12年3月に支給する期末手当の割合を、0.25月とするもの（附則第7項）

b 平成11年度の期末手当について、3月期で0.3月分を減じた場合における期末手当の額と、仮に3月期を0.5月分、平成11年12月期に1.65月分を支給したと仮定した場合における期末手当の額とを比較して、一定の差が生じている職員について調整する規定。（附則第8項）

<参考> 期末手当＝基礎額×支給割合×期間率

A：H12. 3月期の期末手当基礎額

B：H11. 12月期の期末手当基礎額

* 期間率を、100/100として試算。

附則7項 $A \times 25/100$ ①

附則8項1号 $A \times 50/100$ ②

8項2号 $B \times 190/100 - B \times 165/100 = B \times 25/100$ ③

①<(②-③)の場合には、(②-③)をH12. 3月期に支給する。

c 平成11年12月2日以降の新採職員に対する特例規定（附則第9項）として平成12年3月支給期の支給割合を0.5月とする。

3 職員の育児休業等に関する条例関係

期末手当及び勤勉手当の基準日に育児休業をしている職員のうち、直前の基準日の翌日から基準日までの間に勤務した期間がある職員には、期末手当及び勤勉手当を支給する。

この「勤務した期間」については、「休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間」を含むが、休職期間（公務傷病等を除く）・育児休業期間等、期末手当及び勤勉手当を計算をする場合に、期間が除算されるものについては、勤務した期間にはあたらない。

4 施行期日等

給料表、給料の調整額に関する改定・・・・・・・・・・平成11年4月1日適用
宿日直手当に関する改定・・・・・・・・・・平成12年1月1日施行
期末手当に関する平成12年度支給割合の改定・・・・・・・・平成12年4月1日施行
職員の育児休業等に関する条例の改正・・・・・・・・・・平成12年1月1日施行

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十一年十二月二十七日

高知県人事委員会委員長 上谷 定生
高知県人事委員会規則第二十一号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則
職員の給与の支給等に関する規則（昭和三十一年高知県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第八条の二第三項第一号中「四千元」を「四千二百円」に改め、同項第二号中「一万九千元」を「二万円」に、「一万千四百円」を「一万二千元」に改め、同項第三号中「七千元」を「七千二百円」に改め、同項第四号中「五千七百元」を「五千九百元」に改め、同項第五号中「四千九百元」を「五千百円」に改める。

別表第五を次のように改める。

別表第5（第9条関係）

調 整 基 本 額 表

1 行政職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	5,200円
2 級	6,700円
3 級	8,700円。ただし、1号給8,505円
4 級	10,100円
5 級	10,500円
6 級	11,200円
7 級	11,600円
8 級	12,200円
9 級	13,300円
10 級	14,000円
11 級	16,000円

2 研究職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,300円。ただし、2号給6,192円、3号給6,390円、4号給6,624円、5号給6,912円、6号給7,263円、7号給7,650円、8号給8,059円
2 級	10,000円。ただし、2号給8,451円、3号給8,905円、4号給9,333円、5号給9,760円
3 級	11,900円。ただし、1号給11,839円
4 級	12,800円
5 級	16,100円。ただし、1号給15,826円

3 医療職給料表(1)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	11,400円。ただし、2号給10,885円、3号給11,353円
2 級	14,300円。ただし、1号給13,729円
3 級	15,900円
4 級	17,100円

4 医療職給料表(2)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	6,300円
2 級	8,200円。ただし、2号給8,118円
3 級	9,900円。ただし、1号給9,499円、2号給9,832円
4 級	10,600円
5 級	11,500円
6 級	12,400円
7 級	13,500円

5 医療職給料表(3)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,300円。ただし、2号給6,997円、3号給7,249円、4号給7,519円、5号給7,803円、6号給8,181円
2 級	10,200円。ただし、2号給8,230円、3号給8,617円、4号給9,040円、5号給9,315円、6号給9,598円、7号給9,882円、8号給10,192円
3 級	10,600円。ただし、1号給10,210円、2号給10,539円
4 級	11,000円
5 級	11,400円
6 級	12,800円

6 小学校・中学校等教育職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,600円。ただし、2号給6,777円、3号給7,069円、4号給7,398円、5号給7,762円、6号給8,176円
2 級	11,900円。ただし、2号給7,497円、3号給7,875円、4号給8,289円、5号給8,788円、6号給9,112円、7号給9,454円、8号給9,805円、9号給10,174円、10号給10,692円、11号給11,241円、12号給11,790円
3 級	12,700円（公立学校職員の条例別表第1の備考2に定める職員にあつては、12,900円）。ただし、1号給12,532円（同表の備考2に定める職員にあつては、12,892円）
4 級	14,100円

7 高等学校等教育職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	9,600円。ただし、2号給6,777円、3号給7,069円、4号給7,398円、5号給7,762円、6号給8,176円、7号給8,631円、8号給8,941円、9号給9,270円、10号給9,585円
2 級	12,000円。ただし、2号給8,788円、3号給9,112円、4号給9,454円、5号給9,805円、6号給10,174円、7号給10,692円、8号給11,241円、9号給11,790円
3 級	13,100円（公立学校職員の条例別表第2の備考2に定める職員にあつては、13,400円）
4 級	14,600円

8 警察官給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,400円。ただし、2号給7,209円、3号給7,510円、4号給7,834円、5号給8,158円
2 級	9,300円。ただし、2号給7,915円、3号給8,248円、4号給8,667円、5号給9,117円
3 級	10,100円。ただし、2号給9,126円、3号給9,508円、4号給9,900円
4 級	10,900円。ただし、1号給10,683円
5 級	11,600円
6 級	12,300円
7 級	12,700円
8 級	13,200円
9 級	13,700円
10 級	14,400円

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第八条の二第三項の改正規定は、平成十二年一月一日から施行する。
- 2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の職員の給与の支給等に関する規則の規定は、平成十一年四月一日から適用する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十一年十二月二十七日

高知県人事委員会委員長 上谷 定生

高知県人事委員会規則第二十二号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十三年高知県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第三十二行政職給料表の項中

九号給 一五号給

に、

九号給 一六号給

八号給

を

九号給

に改め、同表警察官給料表の項中

二四号給

を

二二号給

に改め、同表教育職給料表

の項中

九号給 一四号給

を

一一号給 一四号給

に、

一〇号給

を

一一号給

に改め、同表小学校・中学校等教育職給料表の

項中

二五号給

を

二四号給

に改め、同表研究職給

料表の項中

八号給

を

九号給

に改め、同表医

療職給料表(一)の項中

一三号給 一六号給

を

一二号給 一七号給

に改め、同表医療職給料表(二)の項中

一八号給

を

一七号給

に改め、同表医療職給料表

(三)の項中

二〇号給

一五号給

を

一九号給 一四号給

に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成十一年四月一日から適用する。

(昇格等の特例)

2 最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則(平成十一年高知県人事委員会規則第二十五号。以下「切替規則」という。)第一条ただし書の規定の適用を受ける職員に対する改正後の規則第十九条又は第二十条の規定の適用については、昇格又は降格の日の前日において切替規則第一条ただし書の規定の適用がないものとした場合に受けることとなる給料月額を同日において受けていたものとみなす。

3 切替規則第一条ただし書の規定の適用を受ける職員に対する改正後の規則第二十六条第一項の規定の適用については、同項中「その者が現に受けている給料月額」とあるのは、「その者が最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則(平成十一年高知県人事委員会規則第二十五号)第一条ただし書の規定の適用がないものとした場合に受けることとなる給料月額」とする。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十一年十二月二十七日

高知県人事委員会委員長 上谷 定生

高知県人事委員会規則第二十三号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十八年高知県人事委員会規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第六号を次のように改める。

六 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号。以下「育児休業法」という。）第二条の規定により育児休業をしている職員のうち、職員の育児休業等に関する条例（平成四年高知県条例第一号。第七条第四号において「育児休業条例」という。）第五条の二第一項に規定する職員以外の職員

第五条第二項第二号中「第一条第六号に掲げる」を「育児休業法第二条の規定により育児休業をしている」に改める。

第七条第四号を次のように改める。

四 育児休業法第二条の規定により育児休業をしている職員のうち、育児休業条例第五条の二第二項に規定する職員以外の職員

第十一条第二項第一号中「、第四号及び第六号」を「及び第四号」に改め、同項第五号中「地方公務員の育児休業等に関する法律」を「育児休業法」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 育児休業法第二条の規定により育児休業をしている職員として在職した期間

附 則

この規則は、平成十二年一月一日から施行する。

職員の育児休業等に関する規則をここに公布する。

平成十一年十二月二十七日

高知県人事委員会委員長 上谷 定生

高知県人事委員会規則第二十四号

職員の育児休業等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、職員の育児休業等に関する条例（平成四年高知県条例第一号。以下「育児休業条例」という。）の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

（期末手当における勤務した期間に相当する期間）

第二条 育児休業条例第五条の二第一項の人事委員会規則で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。

一 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号。次条において「育児休業法」という。）第二条の規定により育児休業をしていた期間

二 期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十八年高知県人事委員会規則第三十一号。次号において「期末勤勉手当規則」という。）第一条第三号及び第四号に掲げる職員として在職した期間

三 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八号又は職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（昭和二十六年高知県条例第四十一号）第一条の二の規定により休職にされていた期間（期末勤勉手当規則第五条第三項に規定する期間を除く。）

（勤勉手当における勤務した期間に相当する期間）

第三条 育児休業条例第五条の二第二項の人事委員会規則で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。

一 前条各号に掲げる期間

二 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成六年高知県条例第四十五号）第十七条、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成六年高知県条例第四十六号）第十七条及び警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成六年高知県条例第四十七号）第十七条の規定による介護休暇の承認を受けて勤務しなかった期間

三 育児休業法第九条第一項の規定による部分休業の承認を受けて一日の勤務時間の一部について勤務しなかった期間
（部分休業の給与に係る減ずる時間）

第四条 育児休業条例第十条の人事委員会規則で定める時間は、職員の給与の支給等に関する規則（昭和三十一年高知県人事委員会規則第三号）第六条の四第二項に規定する時間とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成十二年一月一日から施行する。

（職員の給与の支給等に関する規則の一部改正）

2 職員の給与の支給等に関する規則の一部を次のように改正する。

第六条の四第二項中「警察職員の条例第十四条並びに職員の育児休業等に関する条例第十条に規定する」を「警察職員の条例第十四条の」に改める。

最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則をここに公布する。

平成十一年十二月二十七日

高知県人事委員会委員長 上谷 定生

高知県人事委員会規則第二十五号

最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則

(給料月額の切替え)

第一条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十一年高知県条例第五十六号）附則第三項、公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十一年高知県条例第六十八号）附則第三項又は警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十一年高知県条例第六十九号）附則第三項に規定する平成十一年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額（公立学校職員の給与に関する条例（昭和二十九年高知県条例第三十七号）別表第一の備考二又は別表第二の備考二の規定の適用を受ける職員にあっては、これらの規定の適用がないものとした場合の給料月額。以下同じ。）を受けていた職員の切替日における給料月額（以下「新給料月額」という。）は、次の式により算定した額とする。ただし、その額が切替日の前日における給料月額（以下「旧給料月額」という。）に達しない職員の新給料月額は、旧給料月額とする。

切替日におけるその者の属する職務の級の最高の号給とその1号給下位の号給との差額×

その者の旧給料月額－切替日の前日におけるその者の属する職務の級の最高の号給の額

切替日の前日におけるその者の属する職務の級の最高の号給とその1号給下位の号給との差額

+

切替日におけるその者の属する職務の級の最高の号給の額

(期間の通算)

第二条 前条の規定により新給料月額を決定される職員に対する切替日以後における最初の職員の給与に関する条例(昭和二十九年高知県条例第三十四号)第六条第三項ただし書、公立学校職員の給与に関する条例第七条第三項ただし書又は警察職員の給与に関する条例(昭和二十九年高知県条例第十五号)第六条第三項ただし書の規定の適用については、その者の旧給料月額を受けていた期間(人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間)をその者の新給料月額を受ける期間に通算する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

小学校・中学校等教育職給料表

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額
	円	円	円	円
1	—	—	278,500	413,300
2	150,600	166,600	292,500	422,400
3	157,100	175,000	306,700	431,100
4	164,400	184,200	320,900	439,800
5	172,500	195,300	335,000	448,200
6	181,700	202,500	348,600	456,200
7	191,800	210,100	359,100	464,100
8	198,700	217,900	369,500	471,500
9	205,900	226,100	379,900	478,700
10	212,800	237,600	389,000	485,600
11	219,800	249,800	397,700	492,800
12	227,100	262,000	406,100	500,100
13	234,900	275,000	414,400	506,800
14	242,500	288,200	422,200	512,100
15	249,700	301,700	429,900	516,200
16	256,900	315,700	437,300	
17	263,700	329,700	444,300	
18	270,300	342,700	451,000	
19	276,900	352,900	457,700	
20	282,900	362,900	463,800	
21	288,300	372,900	469,300	
22	293,400	381,400	474,100	
23	298,200	389,800	478,400	
24	302,500	397,600	482,200	
25	305,900	404,700	485,400	
26	309,300	411,200	488,400	
27	312,700	417,000		
28	315,200	422,400		
29	317,000	427,400		
30	318,800	432,300		
31	320,600	437,100		
32	322,400	441,300		
33	324,300	445,500		
34		449,700		
35		453,300		
36		455,900		

備考 1 この表は、小学校、中学校及び養護学校に勤務する教育職員に適用する。
 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に8,000円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2 (第5条関係)

高等学校等教育職給料表

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額
	円	円	円	円
1	—	—	320,900	418,500
2	150,600	195,300	335,000	428,700
3	157,100	202,500	348,600	438,500
4	164,400	210,100	359,100	448,300
5	172,500	217,900	369,500	458,000
6	181,700	226,100	380,100	467,200
7	191,800	237,600	390,200	476,300
8	198,700	249,800	400,200	485,000
9	206,000	262,000	410,100	494,300
10	213,000	275,000	419,600	503,500
11	220,400	288,200	428,700	513,800
12	228,200	301,700	437,600	523,100
13	236,900	315,700	446,100	531,800
14	244,900	329,700	454,000	539,400
15	253,000	342,700	461,700	544,000
16	261,200	352,900	469,300	
17	269,200	363,100	477,600	
18	277,100	373,200	485,900	
19	284,900	382,800	494,000	
20	292,000	392,300	502,100	
21	298,700	401,500	510,200	
22	305,000	409,600	517,200	
23	311,200	417,000	521,400	
24	317,200	424,400		
25	323,200	431,400		
26	329,100	437,800		
27	334,700	443,400		
28	340,200	448,900		
29	345,400	453,800		
30	349,200	458,300		
31	352,300	462,700		
32	355,200	467,000		
33	358,100	470,000		
34	360,100			
35	362,100			
36	364,000			
37	365,800			
38	367,600			
39	369,800			
40	372,000			

備考 1 この表は、高等学校、ろう学校、盲学校及び養護学校に勤務する教育職員に適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に8,200円をそれぞれ加算した額とする。

別表第1(第4条関係)

行政職給料表

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額	6 級 給料月額	7 級 給料月額	8 級 給料月額	9 級 給料月額	10 級 給料月額	11 級 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	189,000	225,000	243,100	264,300	284,300	306,300	341,300	380,200	430,100
2	137,500	174,400	196,300	233,300	252,300	273,500	293,800	316,800	353,700	392,800	444,800
3	141,900	181,400	203,800	242,000	261,700	282,800	303,600	327,100	366,100	405,400	459,500
4	146,500	186,900	211,300	251,100	270,500	292,100	313,700	337,800	378,200	418,000	474,300
5	151,800	195,000	219,500	260,400	279,300	301,500	323,700	348,500	390,100	430,700	488,800
6	157,700	200,500	227,600	269,100	288,200	311,100	333,900	359,200	402,000	443,100	503,200
7	163,800	206,000	235,600	277,800	297,000	320,700	344,100	369,300	413,800	455,300	517,500
8	170,200	211,400	243,200	286,300	305,700	330,300	354,100	379,100	425,800	466,900	531,800
9	174,800	216,400	249,900	294,700	314,400	339,900	363,800	388,800	437,600	478,300	546,100
10	178,600	220,900	256,400	302,900	322,900	349,400	373,300	398,400	448,700	489,400	560,400
11	181,800	225,400	262,800	310,800	331,200	359,000	382,600	408,000	458,800	499,200	571,800
12	184,700	229,800	268,500	318,300	338,900	368,400	391,600	417,800	468,500	508,200	579,200
13	187,500	234,100	274,100	325,500	346,500	377,600	400,300	426,600	476,400	515,800	586,300
14	189,800	237,400	278,300	332,500	353,800	386,600	407,400	434,700	483,100	522,900	592,500
15	191,900	240,500	284,500	338,800	359,600	394,300	413,100	440,700	489,800	527,500	597,300
16	193,500	243,600	289,100	344,500	364,500	400,000	418,000	446,600	494,400		
17		246,600	293,300	348,200	368,500	405,200	422,300	450,500	498,900		
18		249,500	297,000	351,600	371,900	408,700	426,000	454,400	503,200		
19		251,500	300,300	354,900	374,900	412,300	429,700	458,300			
20			302,700	357,200	377,800	415,800	433,300	462,000			
21			304,700	359,500	380,400	419,300	437,000	465,800			
22			306,700	361,600	383,000	422,800	440,700				
23			308,700	364,100	385,600	426,300					
24			310,700	366,400	388,200	429,900					
25			312,700	368,800	390,800						
26			314,600	371,100	393,700						
27			316,500	373,400							
28			318,500	375,800							
29			320,500								
30			322,500								
31			324,500								
32			326,500								

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第25条に規定する職員を除く。

2 医療職給料表(2)

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額	6 級 給料月額	7 級 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	211,100	235,700	273,500	316,600	353,500
2	142,100	180,400	218,500	244,200	283,200	327,100	365,500
3	147,700	187,200	226,400	252,900	292,900	337,500	377,500
4	154,600	194,100	234,500	261,700	302,800	347,800	389,400
5	161,500	201,100	242,900	270,400	312,700	358,100	401,200
6	169,200	207,900	251,400	279,100	322,600	368,000	413,000
7	176,900	214,900	260,000	288,000	332,700	377,800	425,100
8	183,400	221,900	268,600	296,900	342,600	387,600	437,100
9	189,900	228,900	277,200	305,900	352,300	397,400	448,600
10	195,500	236,400	285,700	314,900	361,800	407,200	459,000
11	201,100	243,500	294,200	323,700	371,100	417,000	468,800
12	206,500	250,400	302,500	332,200	379,800	426,000	476,900
13	211,800	257,000	310,600	340,200	388,600	434,300	483,500
14	216,700	263,600	318,500	348,000	396,600	440,500	490,100
15	221,200	269,300	326,000	355,400	402,800	446,500	496,900
16	225,700	274,800	333,200	361,400	408,800	450,500	501,100
17	230,000	280,000	339,900	366,600	413,500	454,400	505,400
18	234,300	285,200	346,000	371,300	418,200	458,300	
19	237,700	289,800	350,100	374,900	422,100	462,000	
20	240,800	294,300	354,200	378,400	425,700	465,800	
21	243,800	297,600	357,800	381,700	429,200		
22	246,200	300,100	360,500	384,700	432,700		
23	248,100	302,500	363,200	387,500	436,300		
24		304,300	365,600	389,900			
25		306,100	367,900	392,300			
26		307,900	370,000	394,900			
27		309,800	372,100	397,700			
28		311,700	374,300				
29			376,500				
30			378,900				

備考 この表は、病院、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。